

清川村幼保小中一貫校 施設整備基本計画

令和 8 年 7 月

清川村教育委員会

はじめに

本村では学校施設の老朽化、少子化が進む中、今後の学校規模の適正化や充実した教育環境の整備を図るため、平成30年12月から幼稚園・小学校・中学校の保護者で構成する「学校のあり方研究会」で学校の将来像を検討していただき、令和元年8月に「学校のあり方検討会」を立ち上げ、保護者やPTA、地域の代表、学識経験者等多くの皆様からご意見を賜り「同一施設の幼小中の一貫校を新設するのが望ましい」という提言を受け、令和2年7月の総合教育会議において「清川にひとつの、清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」という方針が決定されました。その後、令和3年には「幼小中一貫校施設整備検討委員会」を組織し協議を開始、同時にソフト面の「幼小中一貫校教育推進部会」において施設整備や教育目標・教育課程等の提案を園、各校からいただきまとめました。令和4年度には「一貫校建設用地選定検討委員会」を庁内に組織し建設候補地を選定いたしました。令和5年度には幼小中一貫校基本構想（案）についてパブリックコメントを実施し、同年「幼小中一貫校施設整備基本構想」を策定し「幼保小中一貫校施設整備基本計画」策定の検討委員会を全4回にわたり実施するとともに、同時進行で建設に係る測量や用地調査も進めてまいりました。また、住民懇談会や検討委員会の中で、保育園はどういう扱いになるのかというご意見が多く聞かれ、村の子どもが小学校で一緒に活動することを考慮し、保育園・幼稚園の同一施設という方向性で検討することになりました。これからの時代にふさわしい教育を推進して子どもたちのためにより良い教育環境の整備が必要であると判断しています。

基本計画では、神奈川県内の木材利用と村内の森林・林業を活用して、子どもたちに優しい温かみのある木造校舎を整備することを目標に、「子どもファースト」のコンセプトのもと、パブリックコメント等を経て、この計画書をまとめることができました。

本計画の策定にあたり、様々な視点から貴重なご意見、ご提言をいただいた検討委員会委員の皆様をはじめ関係された皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年7月

清川村教育委員会教育長
南波 正志

―目次―

1. 前提条件の整理

1) 計画策定の目的と内容	3
2) 前提条件の整理	4
3) 計画条件の整理	20

2. 基本計画の検討

1) 基本理念と目標	25
2) 導入機能	26
3) 主要施設規模の検討	30
4) 施設配置の方針	33
5) 施設整備の方針	34
6) 概算事業費の検討	41
7) 施設整備費に係る財源構成の想定	43
8) 清川らしさ、木造・木質化の学校づくり	45

3. 今後の進め方と課題

1) 一貫校建設に向けたスケジュール	46
2) 実務者選定について	48
3) 計画の実現に向けて	51

1. 前提条件の整理

1) 計画策定の目的と内容

(1) 策定の目的

令和元年8月に立ち上げられた「学校のあり方検討会」がまとめた「同一施設の幼小中の一貫校を新設するのが望ましい」という提言を受け、令和2年7月の総合教育会議において「清川にひとつの、清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」という方針が決定されました。

それらを基に令和5年に策定された「清川村幼稚園・小学校・中学校一貫校施設整備基本構想」に基づき、学校規模の適正化や充実した教育環境の整備を図るとともに、幼小中に保育園を加えて、保育（保育園）と就学前教育（幼稚園）での保育教育成果を小学校教育へ引き継ぐ一貫性を持たせた体系的な教育方式を実行し、これからの時代にふさわしい教育を推進していくため、現在村内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校を再編して、幼保小中一貫校の整備に寄与する基本計画を策定します。

※保育園は、これまでの幼小中一貫校と連携していくという位置づけから、令和6年度からは幼保小中一貫校として一緒に整備していくと方針決定を行いました。

(2) 計画の構成

本基本計画は次の各項目より構成します。

<u>1. 前提条件の整理</u>	<u>2. 基本計画の検討</u>	<u>3. 今後の進め方と課題</u>
1) 計画策定の目的と内容 2) 前提条件の整理 3) 計画条件の整理	1) 基本理念と目標 2) 導入機能 3) 主要施設規模の検討 4) 施設配置の検討 5) 施設配置の方針 6) 施設整備の方針 7) 概算事業費の検討 8) 施設整備費に係る財源 構成の想定 9) 清川らしさ、 木造・木質化の 学校づくり 10) 計画の見直しについて	1) 一貫校建設に向けた スケジュール 2) 実務者選定について 3) 計画の実現に向けて

2) 前提条件の整理

(1) 清川村の教育環境の状況

①立地状況

本村の保育園・幼稚園・小学校・中学校は、令和6年5月現在で、保育園2園（あおぞら保育園、おひさま保育園）、幼稚園1園（清川幼稚園）、小学校2校（緑小学校、宮ヶ瀬小学校）、中学校2校（緑中学校、宮ヶ瀬中学校）となっています。

②児童生徒数

児童生徒数（特別支援学級児童生徒を含む）は、令和6年5月現在で、保育園全体=30人（あおぞら保育園=27人、おひさま保育園=3人）、幼稚園=19人、小学校全体=107人（緑小学校=107人、宮ヶ瀬小学校=休校中）、中学校全体=59人（緑中学校=56人、宮ヶ瀬中学校=3人）となっています。

③学級数・クラス数

学級数・クラス数は、保育園=9クラス（あおぞら保育園=0～5歳児、おひさま保育園=0歳児のみ）、幼稚園=2クラス、小学校全体=10学級（緑小学校=10学級（うち特別支援級2学級）、宮ヶ瀬小学校=休校中）、中学校全体=8学級（緑中学校=7学級（うち特別支援級2学級）、宮ヶ瀬中学校=1学級）となっています。

（令和6年5月1日時点）

小学校名	1		2		3		4		5		6		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
緑小学校	16	1	16	1	17	1	22	1	16	2	20	2	107	8
特別支援学級			1		1		2		2	1	1	1	7	2
宮ヶ瀬小学校		※休校中											0	0
特別支援学級													0	0
小学校 合計													107	8
特別支援学級													7	2

中学校名	1		2		3		4		5		6		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数							生徒数	学級数
緑中学校	21	1	13	1	22	3							56	5
特別支援学級	1		2		2	2							5	2
宮ヶ瀬中学校	0	0	1	0	2	1							3	1
特別支援学級													0	0
中学校 合計													59	6
特別支援学級													5	2

幼稚園名	もも		ゆり		さくら		4		5		合計	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数					園児数	クラス数
清川幼稚園	2		6		11						19	2
1組	1		3		6							
2組	1		3		5							
幼稚園 合計											19	2

保育園名	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	園児数		園児数		園児数		園児数		園児数		園児数		園児数	クラス数
あおぞら保育園	2		4		3		4		7		7		27	6
おひさま保育園	0		0		3								3	3
保育園 合計													30	9

※特別支援学級は内数です

④敷地面積

敷地面積は、
 保育園＝1,424 m²（あおぞら保育園＝1,180 m²、おひさま保育園＝244 m²）、
 幼稚園＝2,501 m²、
 小学校全体＝18,091 m²（緑小学校＝9,904 m²、宮ヶ瀬小学校＝8,187 m²）、
 中学校全体＝19,042 m²（緑中学校＝12,253 m²、宮ヶ瀬中学校＝6,789 m²）
 となっています。

⑤建築年

建物の建築年をみると、あおぞら保育園は平成22年、おひさま保育園は平成28年に建設、清川幼稚園は昭和63年に建築、緑小学校は昭和48年～58年、宮ヶ瀬小学校は昭和61年に建築されています。その後、改修、増築等の工事が行われてきています。中学校では、緑中学校は昭和52年～平成2年、宮ヶ瀬中学校は昭和61年に建築されています。

また、今回の計画で組み入れる学校給食センターは、平成元年に建築されています。

対象施設一覧表

通し 番号	施設名称	棟名称	所在地	敷地面積 (㎡)	県築年		使用年数(年) (2025年時点)	延床面積 (㎡)	構造主体	耐震 基準	耐震診断 実施状況
					西暦	和暦					
1	緑小学校	校舎東棟	煤ヶ谷2076	9,904	1973	昭和48年	52	1,684	鉄筋コンクリート造	旧耐震	実施済
2		校舎東棟増築			1982	昭和57年	43	25	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
3		校舎西棟			1982	昭和57年	43	946	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
4		屋内運動場			1983	昭和58年	42	942	鉄骨造	新耐震	不要
5	宮ヶ瀬小学校	校舎	宮ヶ瀬954-1	8,187	1986	昭和61年	39	1,039	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
6	緑中学校	校舎	煤ヶ谷1933	12,253	1977	昭和52年	48	2,082	鉄筋コンクリート造	旧耐震	実施済
7		校舎東棟			1990	平成2年	35	575	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
8		屋内運動場			1984	昭和59年	41	807	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
9	宮ヶ瀬中学校	校舎	宮ヶ瀬954-1	6,789	1986	昭和61年	39	933	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
10		屋内運動場			1986	昭和61年	39	766	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
11	学校給食センター	給食センター	煤ヶ谷2132-1		1989	平成元年	36	244	鉄骨造	新耐震	不要
12	清川幼稚園	園舎	煤ヶ谷2130	2,501	1988	昭和63年	37	570	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
13		遊戯室			1988	昭和63年	37	191	鉄骨造	新耐震	不要
14	あおぞら保育園	園舎	煤ヶ谷2140-9	1,180	2010	平成22年	15	249	木造	新耐震	不要
15	おひさま保育園	園舎	煤ヶ谷2140-11	244	2016	平成28年	9	67	木造	新耐震	不要

(2025年時点：学校台帳を基に保育園情報を加筆)

(2) 児童数の推移と推計

第3期 清川村子ども・子育て支援事業計画によると、第3期計画期間中の18歳未満の推計人口をみると、令和11年には、212人（令和7年比/77人減）になることが推測されています。

■18歳未満の推計人口

単位：人

年齢	推計値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	8	8	7	7	7
1歳	10	7	9	8	8
2歳	6	10	7	9	8
3歳	10	5	9	7	8
4歳	10	11	6	9	7
5歳	15	10	11	6	9
小計(0～5歳)	59	51	49	46	47
6歳	18	13	9	10	5
7歳	17	18	13	9	10
8歳	16	17	18	13	9
9歳	18	16	17	18	13
10歳	22	18	16	17	18
11歳	15	21	17	15	16
小計(6～11歳)	106	103	90	82	71
12歳	20	15	21	17	15
13歳	21	19	14	20	16
14歳	14	21	19	14	20
15歳	21	11	17	15	12
16歳	18	21	11	17	15
17歳	30	17	20	11	16
小計(12～17歳)	124	104	102	94	94
小計(0～17歳)	289	258	241	222	212

資料：本村の住民基本台帳データを基にした集計

(令和7年3月 第3期清川村子ども・子育て支援事業計画 より)

(3) 上位計画の把握と課題整理

①教育基本法（文部科学省 / 平成 18 年 12 月）

法律の改定	○昭和 22 年に制定されてから約 60 年が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化してきている。 ○「人格の完成」や「個人の尊重」など、これまでの教育基本法に掲げられている普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示するため、全面的な改定を行っている。
教育の目標	○幅広い知識と教養を身につけ、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 ○個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 ○正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 ○生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 ○伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

②第 4 期教育振興基本計画（文部科学省 / 令和 5 年 6 月）

概 要	○平成 18 年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。 ○今後 5 年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。 ○平成 20 年 7 月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5 年おきに第 2 期・第 3 期計画を策定。 ○地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には国の教育振興基本計画を参酌することとされています。
社会の現状と変化	○将来の予測が困難な VUCA の時代 （VUCA：「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の 4 つの単語の頭文字をとった造語） ○少子化、人口減少、高齢化 ○地球規模課題 ○低い労働生産性、学ばない社会人 ○国や社会に対する意識の低下 等

2 つ の コ ン セ プ ト	① 持続可能な社会の創り手の育成 ○将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる。 ○主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成。 ② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上 ○多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上。 ○幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む。
5 つ の 基 本 的 な 方 針	① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話
今後 5 年間の 16 の目標と基本 施策、指標	目標 1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 <基本施策> ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実・学修者本位の教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の充実 <指標> ○「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加 ○大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加 【新規】 目標 2. 豊かな心の育成 <基本施策> ○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○体験活動・交流活動の充実 <指標> ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加 ○普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加 【新規】

今後 5 年間の 16 の目標と基本 施策、指標	○友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】 目標3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 ＜基本施策＞ ○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ＜指標＞ ○毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加 ○1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】 目標4. グローバル社会における人材育成 ＜基本施策＞ ○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 ＜指標＞ ○英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加 ○日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す【新規】 目標5. イノベーションを担う人材育成 ＜基本施策＞ ○探究・STEAM教育の充実 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ＜指標＞ ○自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】 ○全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】 目標6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 ＜基本施策＞ ○子どもの意見表明
--	--

今後 5 年間の 16 の目標と基本 施策、指標	○主権者教育の推進 <指標> ○地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加 【新規】 ○学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加 目標7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 <基本施策> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 <指標> ○小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加 ○学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少 ○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加 【新規】 目標8. 生涯学び、活躍できる環境整備 <基本施策> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 <指標> ○この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加 ○この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加 【新規】 目標9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 <基本施策> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 ○家庭教育支援の充実
--	--

今後 5 年間の 16 の目標と基本 施策、指標	<指標> ○コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】 ○地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】 ○子どもをめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】 目標 10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 <基本施策> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 <指標> ○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を ①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上 ②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】 目標 11. 教育 DX の推進・デジタル人材の育成 <基本施策> ○1人1台端末の活用・児童生徒の情報活用能力の育成 ○校務 DX の推進 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） <指標> ○児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面での ICT 機器の活用頻度の増加【新規】 ○ICT を活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】 ○数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】 目標 12. 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 <基本施策> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○ICT 環境の充実・教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革
--	--

今後 5 年間の 16 の目標と基本 施策、指標	<指標> ○教師の在校等時間の短縮 【新規】 ○1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】 ○大学間連携に取り組む大学数の増加 目標 13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 <基本施策> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 <指標> ○全世帯と生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率の差の改善 ○1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少 ○全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少 ○高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加 【新規】 目標 14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働 <基本施策> ○NPO との連携・企業等との連携 ○関係省庁との連携 <指標> ○学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加 【新規】 ○職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加 【新規】 目標 15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 <基本施策> ○学校施設の整備・私立学校の教育研究基盤の整備 ○学校安全の推進 <指標> ○老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】 ○教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上 ○私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
--	---

今後 5 年間の 16 の目標と基本 施策、指標	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少 目標 16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ ＜基本施策＞ ○各ステークホルダー（子どもを含む）からの意見聴取・対話 ＜指標＞ ○国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子どもを含む）の意見の聴取・反映の状況の改善 【新規】
--	---

③第4次清川村総合計画（清川村/令和6年3月）

将 来 像	水と緑あふれる心のふるさと 清らかな水 宮ヶ瀬湖や丹沢の雄大な自然に育まれた清流が創り出す溪流美は、清川村の象徴です。 豊かな緑 丹沢山をはじめ、村を取り囲む数多の名峰が見せる輝かしい新緑や四季折々の表情は、清川村の魅力です。 通い合う心 村民が村を愛し、村を想う村民相互の絆は、清川村の誇りです。
村 づ く り の 方 向 性	基本目標1 自然と調和した美しい村づくり (自然・地球環境分野) 基本目標2 村民と行政が共に歩む村づくり (生活・防災・減災分野) 基本目標3 生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり (健康・医療分野) 基本目標4 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり (教育・子育て分野) 基本目標5 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり (産業・観光分野) 基本目標6 村民と行政が共に歩む村づくり (村民・行政分野)
基 本 目 標 4 (教育・子育て分野) の 概 要	1 子育て環境の充実 ＜基本施策と取組み方針＞ ①妊産婦への支援の充実 妊娠、出産、子育て期の各段階に切れ目なく対応できる支援・相談体制を整備するほか、妊産婦の精神的な不安を解消するためのきめ細かい支援体制を整えます。 ②子育て世代・子育て世帯への支援の充実 子育て中の家庭や子育て世帯となり得る若年層に対し、国や県等とも連携し、経済的・社会的な不安を解消するための支援・相談体制を整備します。 ③清川っ子が健やかに育つ環境整備 子どもの相談・支援機能を充実させるほか、子どもたちの居場所づくりや交流の場を提供し、地域に愛着と誇りを持って健やかに育つことができる環境を整備します。

	2 教育環境の充実 ＜基本施策と取組み方針＞ ①地域・家庭との連携による教育の充実 幼稚園・保育園・小・中学校と、家庭、地域が連携し、子どもたちの健やかな成長を支えるための教育環境を整備し、地域の子育て力の強化を図ります。 ②幼稚園・保育園・小・中学校教育環境の整備 子どもたちが安心して学ぶことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、少人数学級の優位性を活かし、子どもたち一人ひとりに新しい時代に必要となる質の高い教育環境を整備します。 ③幼保小中一貫教育による清川らしい教育環境の構築 幼稚園、保育園から学校教育への円滑な移行と、地域・家庭、世代間の連携に基づく清川らしい教育の実現のため、幼保小中一貫教育の構築に向けた具体的な取組みを進めます。 3 文化・芸術の振興と承継 ＜基本施策と取組み方針＞ ①歴史・文化資源の保護 村内に現存する由緒ある神社や寺院をはじめ、天然記念物や有形・無形文化財など、貴重な歴史的資料を適切に保存し、保護意識の啓発を図ります。 ②伝統・行事の承継 文化・伝統の承継に向けた担い手の確保のため、世代間の交流の場を拡大し、郷土に対する愛着や誇りを醸成します。
--	---

④清川村教育大綱／第3期（清川村/令和5年4月）

基 本 理 念	「子どもは未来の宝です」 ～輝き・愛着・誇りを持って未来を支える人づくり～
大 綱 の 期 間	令和5年度～令和8年度
基 本 指 針	1 自己実現を目指す自立した人間の育成 村の将来を支える子どもたちが、自分の人生を切り拓くために必要となる学力を身に付けることが大切です。 学校では、少人数体制の利点を生かし、子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな指導を着実に実施します。そして、基礎・基本となる知識、技能の習得や学ぶ意欲を育みます。さらに、生涯にわたって自ら学び、自己実現に向けた目標を設定し、その達成を目指して行動する力を育成します。 2 豊かな心と健やかな身体を備えた人間の育成 将来、子どもたちが、村に愛着と誇りを持ち社会生活を送るために必要となる豊かな心と健やかな身体を育成することが大切です。 学校・家庭・地域が連携を図り、人間として持つべき規範意識を青少年期に確実に身につけ、自己肯定感、自己有用感等を高める教育を推進します。また、積極的にスポーツに親しむ習慣や健康の保持増進を図ります。そして、社会の一員として、生命の大切さを理解し、たくましく健やかな身体としなやかで思いやりの心を持って行動する力を育成します。 3 社会の形成者としての資質の育成 将来、地域の担い手として活躍する人材を育成するために必要となる教育環境を整備することが大切です。 幼稚園・小学校・中学校12年間の教育活動を通して、地域の中で自己の成長を実感し、将来的に地域や社会に貢献する力を育成します。一貫性を持たせた体系的な教育の実施に向けて、「清川にひとつの、清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校の設置を目指します。」 また、幼稚園、小学校及び中学校に設置した、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を中心とした広い視野からの教育活動を推進します。そして、地域全体で村の未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、地域の伝統・文化についての理解を深め、村を誇りに思う心を育成します。

⑤清川村幼稚園・小学校・中学校一貫校施設整備基本構想（令和５年１２月）

基本構想の概要	第１節 一貫校整備に向けた経緯 基本構想では令和２年７月の清川村総合教育会議において、「清川にひとつの 清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげていく」と方針としている。 第２節 清川村が目指す幼保小中一貫教育 ２－１ 幼保小中一貫教育と開校に向けた基本的な考え方 子どもの成長を教員が連携協力して、切れ目なく計画的に支援し、より多様な可能性を伸ばすため、幼稚園・小学校・中学校で行われている教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度で、継続的で安定的な教育活動が可能になります。めざす子ども像を共有し育てるという視点で、子どもたちの教育を１２年間継続して、切れ目のない教育を推進し、教育課程編成や系統的な教育・学習を幼稚園、小学校、中学校で一貫して取り組みます。※保育園とは連携を進めます。 学力の確実な定着、園児・児童・生徒の学習環境、社会性の育成、望ましい自己意識や規範意識の育成、学級・学校不適応による問題行動の防止等を進め、園児、児童、生徒の「生きる力」を育成します。 ２－２ 幼保小中一貫教育で期待される効果 ●基本コンセプト §学力の向上 幼稚園・小学校・中学校１２年間の系統性を確保した教育課程を編成実施し、子どもたちが１２年間で学ぶ内容を捉えた指導、少人数を生かした、きめ細かな指導を通して学力の向上を目指します。 §コミュニケーション能力の向上 異年齢交流の活性化、地域との関わりを通じ、コミュニケーション能力を伸ばし、自己有用感を育みます。 §地域を愛する心の醸成 コミュニティ・スクールなど地域人材の教育力を生かし、各種行事を通じて村を愛する気持ちの醸成を図ります。 ２－３ 清川村一貫校の特色 ●幼保小中一貫教育の推進 １２年間の一貫した系統的な教育課程のもと、清川の子どもたちを育てることができます。
----------------	---

	● I C T教育の推進 タブレットの活用の幅を広げ、I C Tの村づくり、幼稚園児から中学生まで、タブレットを一つのツールとして学習活動に活用し、情報活用能力の育成を図ります。 ● 遠隔教育の推進 教育の質を更に大きく高める手段として、学校同士をつないだ合同授業や外部人材の活用、教員の指導や子どもたちの学習の幅を広げます。 ● 英語教育の推進 現在幼稚園児から中学生まで、A L T（外国語指導助手）を活用し、英語教育を進め、「聞くこと、話すこと」を中心に、対話を通して児童生徒の英語への興味・関心を深めコミュニケーション能力を高める中で英会話力の向上を図ります。 ● 安全安心な学校生活 幼保小中の教員が共通理解のもと、子どもたちの発達段階を踏まえた教育を行います。きめ細かな学習指導や生活指導が実現するようになり、子どもたちの学力向上や体力向上を進めます。 ● 様々な幼稚園・小学校・中学校の交流 園児と児童、生徒の関わりを通して、下級生は上級生への憧れ、上級生は下級生への思いやりの気持ちをもって、他者を尊重する心が育まれます。 ● 教員の小中学校への相互乗り入れの効果 小、中学校の教員が互いに相手の学校に行き、自分の担当教科や持っている教員免許（科目）の授業を行うことで、小、中学校間の理解が深まり教育効果が高まります。また、子ども達は様々な人から認められることで、自己肯定感が高まり、自尊感情が醸成されていきます。
--	---

(4) 学校教育を取り巻く社会情勢

一貫校建設に向けた検討を進めていくにあたり、子どもや学校教育を取り巻く社会情勢と、それに伴い必要となる対応等を的確に捉えておく必要があります。

そうしたことから、全国的な社会的な背景等を踏まえ、近年の学校教育を取り巻く社会情勢を整理します。

①少子化の進行

人口減少や少子化が進行し、子どもたちのふれあいの機会が減少することで、人間関係の構築や社会的ルールを学校生活、地域社会の中で自然と身につけ学んでいくといった社会生活の基盤を培う体験が減少しており、人間関係の希薄化などから将来的なコミュニケーション能力の低下が懸念されています。

②グローバル化・高度情報化の進展

社会や経済、情報のグローバル化が進展している中で、学校教育においても異文化を理解し認め合う国際人として活動できる能力を身につけることが求められており、幼稚園や小学校での英語教育の充実・強化が図られています。

さらに加速する高度情報化社会では、情報化社会に適応するための教育、また、情報モラルに対する教育の重要性が高まっており、「知識基盤社会」に対応可能な総合的な教育環境の整備が求められてきています。

③家族形成の変容・ライフスタイルの多様化

核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、家庭の教育力の低下、地域活動の担い手の減少等が懸念されています。価値観の多様化する社会においては、社会のルール、モラル、マナーを守るといった規範意識の醸成が求められてきています。

④犯罪の現場となり得る学校

学校施設において発生する犯罪には大きく区分して、「学校荒し」などの窃盗等による財産犯と、不審者等による児童生徒等に対する身体犯があります。

特に後者については、子どもたちに直接的に被害が及ぶ危険が高いため、学校施設・設備に対する防犯対策が重要になってきています。

⑤様々な災害等からの教訓

東日本大震災をはじめ、昨年発生した能登半島地震などの様々な地震や水害等、また近年ではコロナ禍による未曾有の災害を経験した子どもたちは、災害に対する恐怖と不安を脳裏に焼き付けたに違いありません。

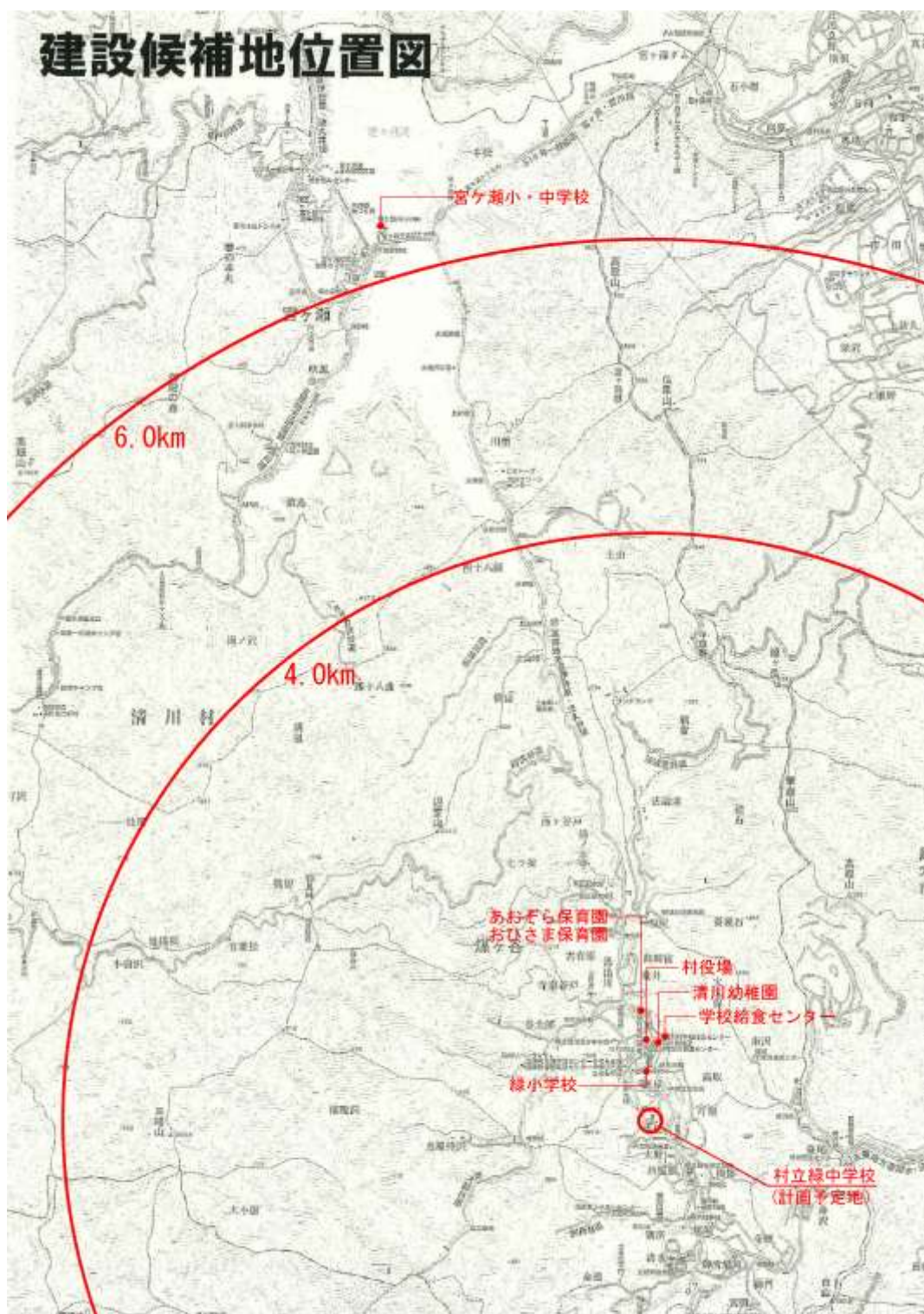
しかし、そのことにより困難に直面しようとも諦めることなく、状況を的確に捉え、自ら考え行動する力の重要性が教訓としても残されました。

さらには、施設の耐震化や防災教育、環境改善などに対する意識が高まり、助け合いの心の大切さが再認識されてきています。

3) 計画条件の整理

(1) 整備計画予定地

一貫校建設予定地は、既存の緑中学校用地を整備計画地として検討を行います。

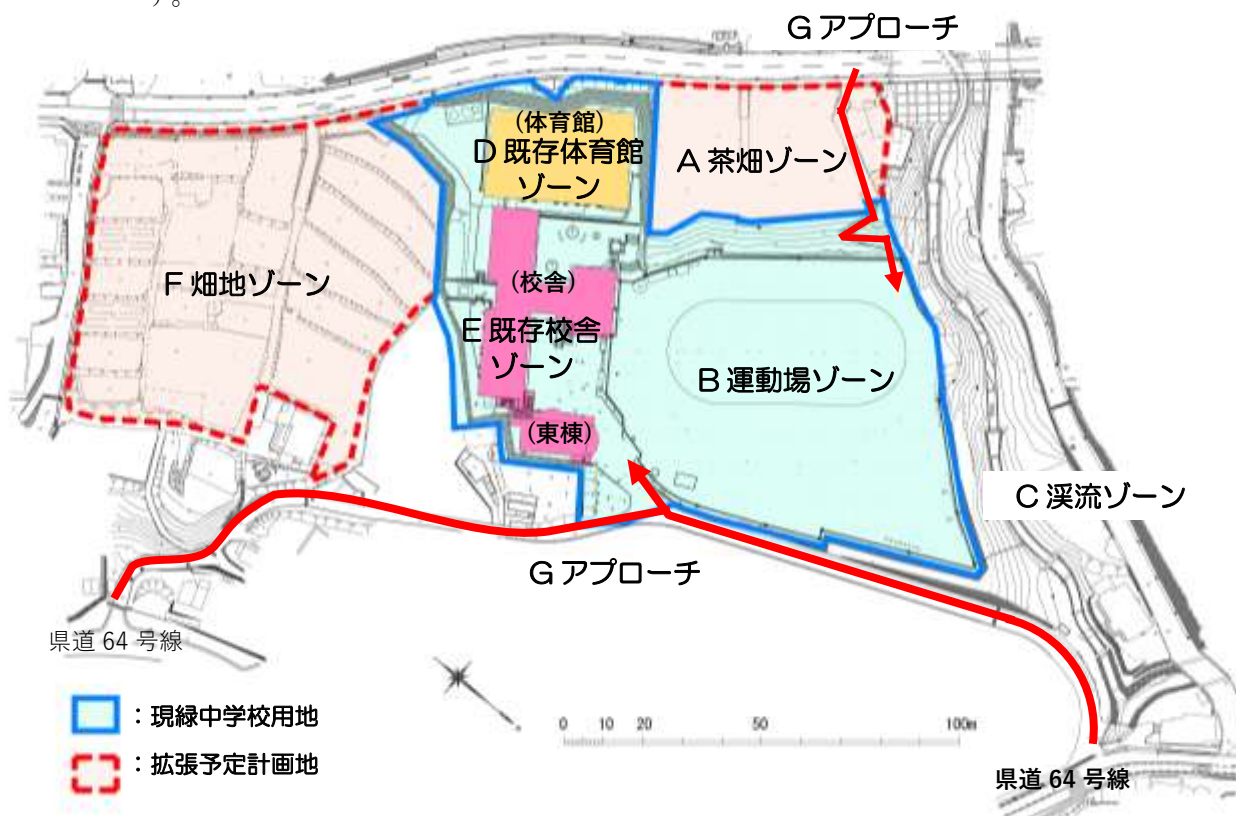


(清川村幼稚園・小学校・中学校一貫校施設整備基本構想より)

(2) 計画予定地及び周辺の状況と課題

①土地利用の現況

現緑中学校用地は、北側に運動場を配置、その南西側村道沿いに茶畑の斜面を配し、南西側から北東側へ、体育館～校舎～校舎新館（東棟）の順に運動場へ面するように並べて配置されています。各々のゾーンの現況と特徴は下記の通りになります。



A 茶畑ゾーン

南側村道側に位置して傾斜の茶畑が広がっている。運動場との段差が大きい。

現状、緑中学校用地外であるが、この部分も拡張予定計画地として組み込んで検討する。

B 運動場ゾーン

計画地内の最大の平地である。北側は段差があり盛り土と擁壁があり、開発にあたり、改修が必要になることが考えられる。

C 溪流ゾーン

ハザードマップにおいて土砂災害警戒区域に指定され、災害対策が必要になる。

溪流ゾーンは学校用地には入っていないため、本計画において大きな対策は必要ないが、土石流等に対する建物側の工夫のほか一部用地の確保が必要と考えられる。

D 既存体育館ゾーン

南側村道に面した場所で、道路との間に擁壁が設置されている。

E 既存校舎ゾーン

計画地内で最も使いやすい場所であり、一貫校の計画でも中心的な場所になる。

F 畑地ゾーン

現状、緑中学校用地外であるが、この部分も拡張予定計画地として組み込んで検討する。

計画地南東部に位置し、南側から北側に向かって緩やかに階段状に下がっている畑地である。広がりがある敷地で、新たなアプローチ道路等により利便性が高くなる。

G 周辺道路からのアプローチ

南側と東側の道路に面し、北側には、県道 64 号線からの現在のメインアプローチ道路がある。南西側村道からは茶畑の端を下ってアプローチしている。

②法規制

- ・都市計画法：都市計画区域外（村内全域）・用途地域指定なし。
- ・都市計画区域外であるため、神奈川県建築基準条例が適用される。
- ・建蔽率＝50％、容積率＝100％（神奈川県建築基準条例）
- ・防火、準防火、建築基準法第 22 条に係る区域の指定なし。
- ・神奈川県土地利用調整条例
- ・盛土規制法に基づく規制（神奈川県）
- ・清川村開発指導条例
- ・自然公園法：県立丹沢大山自然公園普通地域
- ・災害予測等： 計画地での現在のグラウンドの北側及び西側においては、土砂災害ハザードマップで神奈川県が指定した急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の範囲に含まれている。

また、運動場の北側 1/3 程度の範囲は、南西側山からの土石流による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の範囲に含まれている。

現状、計画予定地の緑中学校は、指定緊急避難場所に指定されている。

③道路等の整備状況

- ・北東側：県道 64 号線から計画地へ入ってくる村道中里学校線が通っている。
- ・南西側：村道山岸外周線が通っている。
- ・南東側：県道 64 号線の信号がある交差点から南西へ上る道路が通っている。

2. 基本計画の検討

1) 基本理念と目標

令和 13 年度に開校目標とする幼保小中一貫校は、園児・児童・生徒数の将来設計並びに将来的なまちづくりの視点も踏まえ 260 人※規模の学校とし、新校舎の建設を進めます。また、新校舎の建設にあたっては、民間活力を活用するとともに、国からの財政支援（国庫補助金）等による財源確保にも努め、あり方研究会、あり方検討会、各説明会でいただいたご意見等を踏まえ、さらに清川村幼保小中一貫校施設整備検討委員会、清川村幼保小中一貫校教育推進部会での検討を受け、新校舎建設を進めます。

- ※内訳 ①小学校@ 24 人× 6 学級＝ 144 人（1 学級の整備児童数）
②中学校@ 24 人× 3 学級＝ 72 人（1 学級の整備生徒数）
③幼稚園@ 11 人 ④保育園@ 33 人（幼保ともに R7 年の在籍数）

新校舎建設に係る基本コンセプト

- ・清川の木材を随所に使った校舎 保育園・幼稚園・小学校・中学校 15 年間を通じ、地域の特色を生かした 充実した学習環境
- ・学校、家庭、地域がつながり学校運営協議会を意識した交流ができる学校づくり
- ・安全安心で子どもが楽しく通える学校づくり
- ・防災拠点を意識した学校づくり

構想条件

- ・構想学級数
保育園 6 保育室、幼稚園 3 学級、小学校 8（2）学級、中学校 5（2）学級の 16（4）学級、6 保育室を基本とします。
※（ ）内は特別支援級数で内数です。
- ・施設構想の条件
保育園、幼稚園、小学校、中学校等が 1 つの敷地に入る事を条件に、本基本計画にて示します。

2) 導入機能

(1) 基本的導入機能

ア. 屋内施設

(ア) 学習関係諸室

a. 小学校・中学校

・普通教室

普通教室は画一的でなく、学年や体格の違いに対応するとともに、居心地の良い空間とするため自然採光を生かした明るく、ゆったりとした学習空間とします。文科省の学級編制基準では35人学級としていますが、総合計画での将来目標人口などを鑑み、また、財政的負担など考慮し24人学級としました。

・特別支援教室

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習活動ができる教室配置と意識します。また、インクルーシブ教育をし、特別支援学級と通常学級がお互いに交流を持てるような空間とします。また、個々のニーズに応じた適切な教育を行うため、個別指導等多様な支援を行うことができるよう配慮します。

・特別教室

特別教室は、配置にまとまりをもたせ、動線にも配慮した利用しやすいものにします。

また、地域コミュニティの場として利用できるものにします。

・多目的室

複数の学級の児童または生徒を対象とする授業、その他多様な指導方法による授業を行う場。

また、特別教室に限りがあるため併用できる部屋、並びに地域コミュニティの場として利用できる部屋。

・準備室・資料室

教材、教具及び児童・生徒の作品等を種類に応じ、分類して保管・管理する空間

・学童保育室

授業終了後に子どもたちが利用する教室

b. 幼稚園・保育園

・管理諸室

教職員諸室／園長室、職員室

- ・教室
幼稚園の主な活動場所
- ・保育室
保育園の主な活動場所

(イ) 体育館

- ・体育館
主に屋内で体育を行う体育館、儀式的行事、各種集会、発表会等の会場

(ウ) 生活・交流空間

- ・給食施設
給食の調理を行う調理室
- ・交流スペース
- ・テラス、バルコニー

(エ) 共通空間

- ・玄関、昇降口
出入口に配置される玄関で、上履きと靴を履き替えるところ
下駄箱、傘立て、スロープなどを配置
児童・生徒用とは別に職員・来賓用玄関を配置
- ・トイレ、手洗い、流し、水飲み場
児童・生徒数に対応した男女別トイレ、手洗い場等
- ・廊下、階段、E V
校舎内の水平、垂直移動の経路、避難路としても機能
- ・その他
屋外活動後等の足洗い場等

(オ) 管理関係諸室

- ・教職員諸室／校長室、職員室
校長室
校長の執務のほか、来客対応、地域の教育関係者との会合等に使用
学校職員が待機し、授業準備等を行う部屋
- ・保健室
健康診断、健康相談、応急処置等を行うための部屋で養護教諭が常駐
- ・相談室
児童・生徒と様々な相談等を個別に行う部屋
- ・事務室
学校事務を行う部屋
- ・受付・主事室
来訪者等の記帳や名札の受け渡しなどを行う場所

- ・会議室
教職員が各種会議に用いる部屋
- ・職員用更衣室
職員の着替えに用いる部屋
- ・PTA室
学校PTAの活動や会議等を行う部屋
- ・トイレ、手洗い
児童・生徒用とは別に設ける職員、来客者、PTAが利用するトイレ、手洗い場
- ・倉庫
学校施設の管理に必要な各種道具等を保管する倉庫

(カ) コミュニティ住民参加施設

地域住民が主体的に運営や企画に関わり、住民同士の交流、生活課題の解決、生涯学習、まちづくり活動を行うためのスペース（特別教室、多目的室活用）

イ. 屋外施設

(ア) 校庭（メイングラウンド）

校庭、運動や遊戯を行う広場で、主に屋外での体育や、昼休みなどの遊び場として使用

校庭の一角に、運動機能向上に資するブランコやジャングルジムなどといった据え置き型の遊具施設を設置

(イ) 園庭

幼稚園や保育園における屋外の遊びや活動のためのスペース

子どもたちが遊びや運動を通じて心身の発達を促す場

(ウ) サブグラウンド

小学校、中学校の運営上、校庭利用が重なるときや多様な部活動に対応

(エ) 菜園

(オ) 遊具

(カ) 緑地

(キ) 駐車場、駐輪場

教職員、来訪者、児童・生徒の送迎用の駐車場

給食食材搬入車両や大型車両への対応

ウ. 設備関係

(ア) 照明設備

室内照明設備、屋外照明設備

(イ) 幹線電力設備

(ウ) 情報通信設備

映像系、音声系、情報系設備

(エ) 給排水設備

給水設備、排水設備

(オ) 空気調和設備

換気設備、冷暖房設備

(カ) 防災設備

自動火災報知設備、屋内消火栓設備、消防用設備等

(キ) 防犯設備

通信システム、連絡システム

(ク) その他設備

昇降機設備、廃棄物処理設備

(ケ) 再生可能エネルギー活用設備

太陽光発電システム、風力発電システム、バイオマス等

3) 主要施設規模の検討

(1) 施設規模の検討

小学校・中学校

分類	室名	部屋数	面積	備考
学習 関連 諸室	小学			
	普通教室	6	243㎡	24人学級
	特別支援	2	41㎡	
	教材室	2	41㎡	
	中学			
	普通教室	3	157㎡	24人学級
	特別支援	2	41㎡	
	教材室	2	41㎡	
	共用			
	多目的室	1	61㎡	
	理科教室(準備室含む)	1	81㎡	
	音楽教室(準備室含む)	1	76㎡	
	美術教室(準備室含む)	1	81㎡	
	図工教室(準備室含む)	1	81㎡	
	家庭科教室(準備室含む)	1	76㎡	
	図書室	1	81㎡	
	児童会室	1	20㎡	
	生徒会室	1	26㎡	
	相談室	1	33㎡	
	放送室	1	33㎡	
	学童保育室	1	81㎡	
屋内運動施設等	体育館(トイレ・器具庫)	1	870㎡	既存建物利用
	更衣室	1	58㎡	
生活交流空間	給食室	1	193㎡	
	配膳室	2	41㎡	
共有空間	昇降口	1	41㎡	
	トイレ	2	81㎡	
	廊下・階段・EV	適宜	902㎡	
	廃棄物保管庫	1	20㎡	
	屋外倉庫・トイレ	1	66㎡	
管理関係諸室	校長室	2	66㎡	
	職員室	1	99㎡	
	印刷・資料室	1	29㎡	
	保健室	1	66㎡	
	受付・主事室	1	20㎡	
	来客用玄関	1	20㎡	
	会議室	1	66㎡	
	職員更衣室	1	66㎡	
	PTA室	1	33㎡	
	トイレ(職員・来客)	1	62㎡	
	倉庫	適宜	99㎡	
屋外運動施設等	グラウンド	1		
	サブグラウンド	1		

幼稚園・保育園

分類	室名	部屋数	面積	備考
幼稚園	3歳児保育室	1	40㎡	
	4歳児保育室	1	40㎡	
	5歳児保育室	1	40㎡	
	WC	1	20㎡	
	倉庫	適宜	20㎡	
	管理諸室	1	35㎡	
	休憩室	1	20㎡	
	玄関	1	17㎡	
	廊下	適宜	107㎡	
保育園	0歳児保育室	1	35㎡	
	1歳児保育室	1	35㎡	
	2歳児保育室	1	30㎡	
	3歳児保育室	1	40㎡	
	4歳児保育室	1	40㎡	
	5歳児保育室	1	40㎡	
	WC	2	37㎡	
	倉庫	適宜	37㎡	
	管理諸室	1	35㎡	
	休憩室	1	27㎡	
	玄関	1	17㎡	
	廊下・階段・EV	適宜	186㎡	

【ア 屋内施設】

施設郡	主な施設	施設配置方針	主要諸室等
入口・ 管理諸室	玄関 昇降口	学童と児童・生徒の動線 を分ける	—
	職員 管理諸室	児童・生徒の行動を見 守りやすく、かつ出入 り口を管理できる位置 に配置する	校長室、職員室、 保健室
教 室	普通教室	南面の採光と外気に接 するように配置 小学校・中学校のフロ アを分ける	小学 1-6 年生：6 教室 中学 1-3 年生：3 教室
	特別教室	一般開放しやすいよう に、普通教室と区画し やすい位置に設ける 準備室は特別教室と隣 接させる	美術教室、理科教室、 音楽教室、図工教室、 家庭科教室
	特別支援学級	普通教室と隔離しない	特別支援学級 4 学級
	多目的室	特別教室の近くに配置	—
	学童保育室	教室棟に配置	—
	給食室	搬出入口の動線を児 童・生徒や歩行者の動 線と分ける 食材搬入車、給食配送 車の走路確保	—
	トイレ	各階にみんなのトイレ を一つ配置 各教室からアクセスし やすい位置に設ける	みんなのトイレ、生徒 用トイレ、職員用トイ レ
	階段 エレベーター	二方向避難ができ、か つ各教室から 50m 以内 の距離に配置する	—
	廊下	有効幅 2.5m 以上とる	—

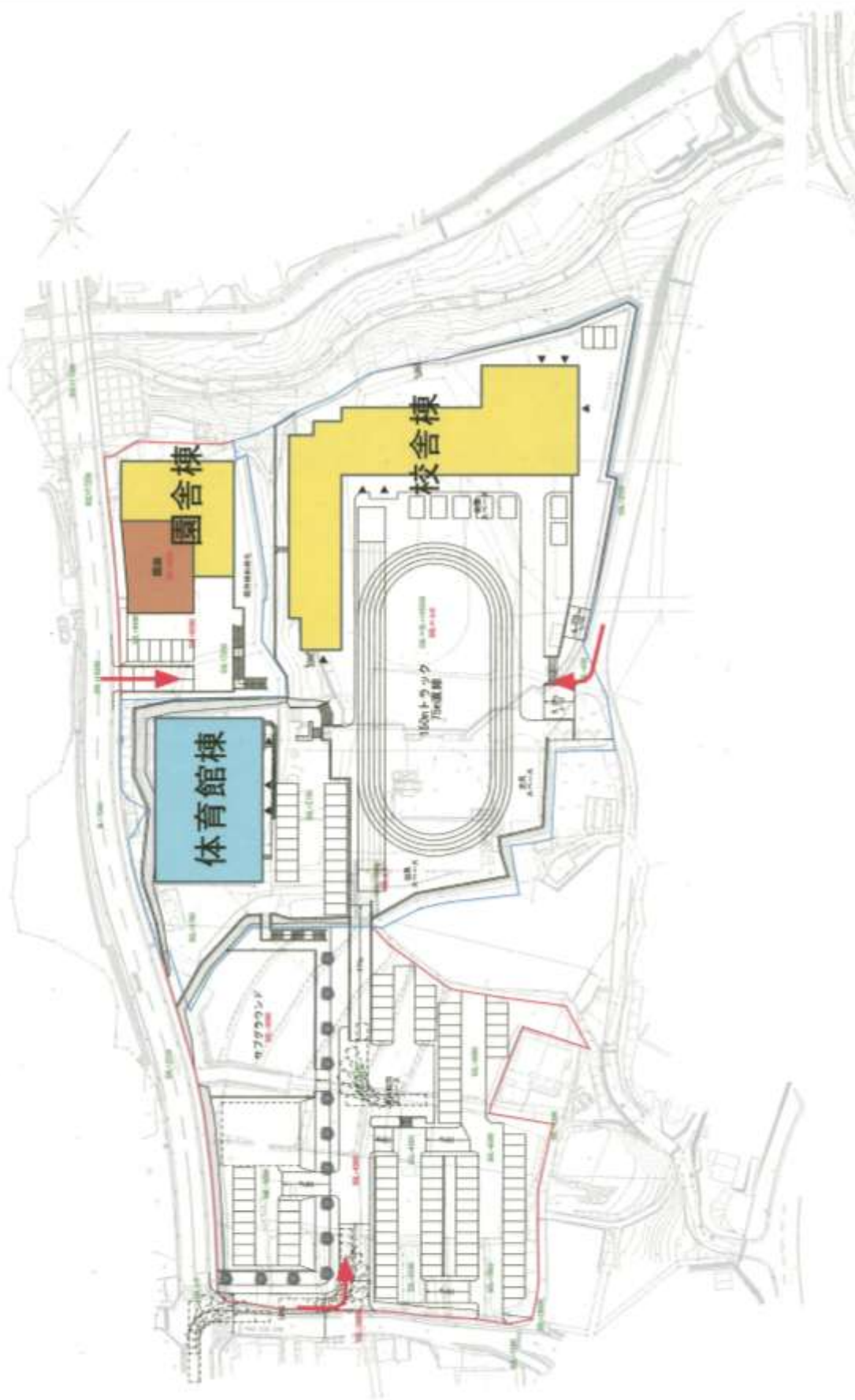
【イ 屋外施設】

施設郡	主な施設	施設配置方針	主要諸室等
運動施設	校庭 (グラウンド)	放課後や授業等で使用していないときは、子どもたちの遊び場、地域コミュニティ活動の場としても利活用	150mトラック 75m直線走路
	サブ グラウンド	部活動やカリキュラム上グラウンド使用が重なるときに利用 行事の際には駐車場としても使用できるよう整備	—
菜 園	菜 園	小学校の普通教室から見える位置に配置	—
駐車場・車路	車の転回 スペース	大型バスが方向転換できるよう配置	—
	歩 道	敷地外から安全に昇降口までアプローチできるよう計画	—
	駐車場 駐輪場	児童・生徒と車両の動線が交差しないよう、昇降口から離す	駐車場 100 台分
エントランス ・門扉	正 門	西道路からアクセスしやすい位置に配置 児童・生徒が利用する正門は1か所とする	—
敷地・道路 境界部	フェンス	隣地にボールが飛び出さないよう配置	—
植 栽	植 栽	児童・生徒が道路に飛び出さないように周囲に配置。建物の外壁から3m以上の通路を確保する	—

4) 施設配置の方針

(1) 施設配置の基本方針

施設規模の想定を踏まえ、施設配置の概ねの考え方を示したものであり、今後、諸室の配置等を検討しながら、具体的な施設配置や施設形状等についての詳細な検討を進めていくものとします。



5) 施設整備の方針

施設配置の方針等を踏まえ、木造校舎建設に架かる各種施設等の整備の方針を次のとおりに設定します。

方針の設定にあたっては、「小学校施設整備指針」(R4.6 文部科学省)に示される各室計画に準拠しながら、施設の機能的・効果的な利用に配慮するものとします。また、災害時に一部避難所として利用することも考えられるため、この点を含めて検討を進めます。

ア. 屋内施設

(ア) 学習関係諸室

a. 小学校・中学校

(a) 普通教室

- ・各学年を基本に集約的に配置し、多様な学習形態に対応する机、ロッカーなどが配置可能な面積、形状とする。
- ・十分な採光、通風等に配慮し、児童・生徒が快適に心地よく学習、生活できる環境を確保する。
- ・学習に必要な各種設備を適切に設置する。

(b) 特別教室

- ・美術教室、理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科教室、図書室を配置する。
- ・各教室での学習内容、利用方法等に応じ、児童・生徒が安全に、かつ効果的に学習できる適切な規模、形状とする。
- ・各授業の準備や機材、作品等の保管場所などとして利用できる準備室を併設する。
- ・実験設備や音響設備、工作機械、調理設備等教科内容に応じた必要な設備を配置する。
- ・地域コミュニティの場として利用することも考慮した配置計画とする。

(c) 特別支援教室

- ・児童・生徒の障がいの状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用する。
- ・障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保する。
- ・障がいの特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置、室内環境を確保する。

- ・障がいのない児童・生徒との交流及び共同学習への対応を考慮し、他の普通教室、多目的教室等との関連に留意する。
- ・職員室及び保健室との連絡、トイレ等との連絡を念頭にした位置となるよう配置する。

(d) 多目的室

- ・他の学習空間との役割分担及び機能的連携を十分検討し、学習内容や学習形態等に応じ、適切な面積、形状とする。
- ・地区の特性を踏まえ、今後の児童・生徒の動向に伴い、必要となる普通教室としての活用を視野に入れる。
- ・地域コミュニティの場として利用することも考慮した配置計画とする。

(e) 準備室・資料室

(f) 学童保育室

- ・校舎棟の中に設置する。

b. 幼稚園・保育園

(a) 教室

- ・可動式間仕切等の活用により、必要に応じてホールとなる仕組みとする。

(b) 保育室

- ・可動式間仕切等の活用により、必要に応じてホールとなる仕組みとする。

(イ) 体育館

- ・緑中学校の既設体育館を改修して使用する。
 - ・緑小学校の既設体育館を第2体育館として改修して使用する。
- ※村の指定避難所として必要な改修を行う。

(ウ) 生活・交流空間

(a) 給食施設

- ・騒音、臭い等により学習活動に支障を及ぼすことなく、また、食材搬入車両が進入しやすい位置とする。
- ・食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすい施設として計画する。
- ・電気調理器や残渣の活用を図る。

(b) 交流スペース

(c) テラス、バルコニー

(エ) 共通空間

(a) 玄関、昇降口

(b) トイレ、手洗い、流し、水飲み場

- ・教室の児童・生徒が利用しやすい位置に2箇所ずつ配置する。
- ・男女別トイレ、障がいのある児童・生徒、教職員及び災害拠点としての役割を踏まえ高齢者、障がい者等の利用に配慮した多目的トイレを一体的に配置する。
- ・教職員用や来賓用のトイレは、児童・生徒用とは別に管理・諸室群に配置する。

(c) 廊下、階段、E V

- ・各種情報の掲示空間、作品等の展示空間等としての活用を図る。
- ・できる限り自然光を取り入れるなど、明るく心地よい廊下空間となるよう配慮する。
- ・児童・生徒が安全に行き来できる幅員を確保する。
- ・車椅子使用者や怪我等により階段利用が困難な児童・生徒等の安全な移動手段としてエレベーターを階段と隣接して設置する。
- ・体育館は避難所になることも踏まえ、直接入場できる階段やエレベーターの設置を検討する。

(d) その他

(オ) 管理関係諸室

(a) 教職員諸室／校長室、職員室

- ・屋外運動場やアプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に計画する。
- ・学習関係諸室等に近い位置に計画する。

(b) 保健室

- ・日照、採光、通風、換気、音の影響等に配慮した良好な環境を確保する。

- ・屋内外の運動施設との連絡がよく、児童・生徒の出入りに便利な位置に計画する。
- ・救急車、レントゲン車などが容易に近接できる位置に計画する。
- ・職員室との連絡及びトイレ等との関連に十分留意して位置を計画する。

(c) 相談室

(d) 受付・主事室

- ・校長室、職員室、外来者用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画する。
- なお、校内の各種設備の集中管理等を行う場合には、校内各所への移動に便利な位置に計画する。

(e) 会議室、応接室

(f) 職員用更衣室

(g) トイレ、手洗い

(h) 倉庫、機械室

(カ) コミュニティ住民参加施設

- ・地域住民が主体的に運営や企画に関わり、住民同士の交流、生活課題の解決、生涯学習、まちづくり活動を行うためのスペースとして特別教室、多目的室を活用する計画とする。

イ. 屋外施設

(ア) 校庭（メイングラウンド）

- ・1周 150mトラック及び75m直線コースを最低限確保する。
- ・運動競技に支障のない箇所に、鉄棒等の運動施設やブランコ等の遊具施設を配置する。
- ・校庭面については、適度の保水性と良好な排水性を確保する。
- ・表層部分については、けがの防止、維持管理の方法、砂ほこり等の飛散防止等に十分配慮しつつ、運動に適した材質を選定する。
- ・校庭に面して水飲み場、手洗い場を設置する。
- ・校舎の破損等防止のための防球ネット等を必要に応じて設置する。
- ・地域開放利用を図る。

- ・夜間使用が必要な場合については、適切に夜間照明施設を設置する。

(イ) 園庭

- ・支障のない箇所に遊具施設を配置する。
- ・園庭面については、適度の保水性と良好な排水性を確保する。
- ・表層部分については、けがの防止、維持管理の方法、砂ほこり等の飛散防止等に十分配慮しつつ、保育に適した材質を選定する。
- ・園庭に面して水飲み場、手洗い場を設置する。
- ・園児の飛び出し防止のためのフェンス等を必要に応じて設置する。

(ウ) サブグラウンド

- ・校庭面については、適度の保水性と良好な排水性を確保する。
- ・表層部分については、けがの防止、維持管理の方法、砂ほこり等の飛散防止等に十分配慮しつつ、運動に適した材質を選定する。
- ・車両が侵入しても耐えうる仕上げとする。

(エ) 菜園

(オ) 遊具

(カ) 緑地

(キ) 駐車場、駐輪場

- ・職員用、一般用の駐車場・駐輪場及び食材搬入車両駐車場を計画地への車動線、人の動線等に配慮し、適切に確保する。
- ・大型バスが転回できるスペースを確保する。
- ・不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならないような場所に設置し、来校者を適確に確認できるような位置に出入口を設ける。
- ・騒音、排気ガス等が学校教育活動や周辺地域に影響を及ぼさないよう配慮する。

ウ. 設備関係

(ア) 照明設備

- ・照明設備については、諸室の利用内容、利用時間等に応じる必要な照度を確保するとともに、省エネルギーに配慮した方式、器具等を選定する。

(イ) 幹線電力設備

- ・電力設備については、電力を使用する教育機器等の種類や数等に応じた受変電設備を冠水することのない場所に設置する。また、コンセントは使いやすい位置に漏電の防止等安全性に配慮しつつ適切に設置する。
- ・太陽光発電設備や風力発電設備、バイオマスなど、積極的に地球環境にやさしい設備の導入を図る。
- ・緊急時や災害時においても電力供給ができるよう蓄電池の配置を図る。

(ウ) 情報通信設備

- ・情報通信設備については、必要な映像系、音声系、情報系設備を適切に設置する。特に情報系設備は高度情報化への対応に十分配慮する。

(エ) 給排水設備

- ・給排水設備については、水道の同時使用率や排出される汚水、雑排水等を考慮して適切な容量の受水槽、排水設備を整備するとともに、十分な衛生管理を図る。
- ・雨水貯留設備を設置し、雨水の積極的な利用を図る。

(オ) 空気調和設備

- ・空調設備については、必要な諸室に設置するとともに、効率的な管理を行うため適切に系統を区分して設置する。

(カ) 防災設備

- ・防災設備については、自動火災報知設備、火災警報装置、屋内消火栓設備、避難器具、避難設備等を建物の規模に応じ適切に設置する。また、災害発生時の避難場所としての役割を踏まえ、必要な資機材の設置及び十分な非常食などを備蓄する。

(キ) 防犯設備

- ・防犯設備については、設置目的を明確化しながら、防犯監視システムの導入を図るとともに、緊急事態発生時の通報装置の設置、連絡システム、防犯体制等の構築を図る。また、学校施設を地域住民等に開放する際には、非開放部分に部外者が入れないよう措置を行う。

(ク) その他設備

- ・必要な設備等があれば整備するが、できるだけ補助金等の活用を図る。

(ケ) 再生可能エネルギー活用設備

- ・ 今後、防災拠点としての機能も考慮し検討していく。

6) 概算事業費の検討

(1) 事業費の考え方

ア. 近年の公共事業における事業費の状況

ここ1～2年の間で、建設費の高騰が激しく、公共事業の事業費、予算の増加の傾向にあり、予算を増加しても公共事業の入札において不調になることが多くなっています。考えられる原因としては、資材の高騰、職人、現場監督等の人材不足による人件費（施工・手間費）の高騰が挙げられます。これは公共事業のみならず、民間工事においても同じ傾向です。

イ. 事業費の算定の考え方

- ・造成費

決定した配置計画に基づき切り盛りの概略の造成計画を行い算定します。

- ・校舎棟

3階建て学校は特定準耐火建築物（1時間準耐火+木三学の条件）の適用があり、もしくは、1階～2階建て2,000㎡を超えは準耐火建築物の適用があるため、同等の性能のRC造の事例で算定します。

- ・幼稚園、保育園舎棟

上層階に保育室を設けると耐火性能の適用があるため、2階建てもしくは平屋建てとし、耐火性能の適用がない木造として算定します。

- ・体育館棟

既存体育館の改修として算定します。

- ・既存解体工事費

アスベスト調査対応を含んで算定します。

- ・校庭外構整備、駐車場工事

舗装などの仕上げなどで算定します。

- ・設計監理、開発許可申請業務

公共施設に対して国交省で制定している基準で算定します。

- ・各種調査費・手数料

必要と想定される費用を算定します。

- ・家具

新規に整備するという前提で算定します。

- ・予備費

今後の協議進行により開発許可により必要となってくる構造物や、予期せぬ必要性が出てきた場合の予備費として5%程度見込みます。

■清川村幼保小中一貫校整備事業費概算

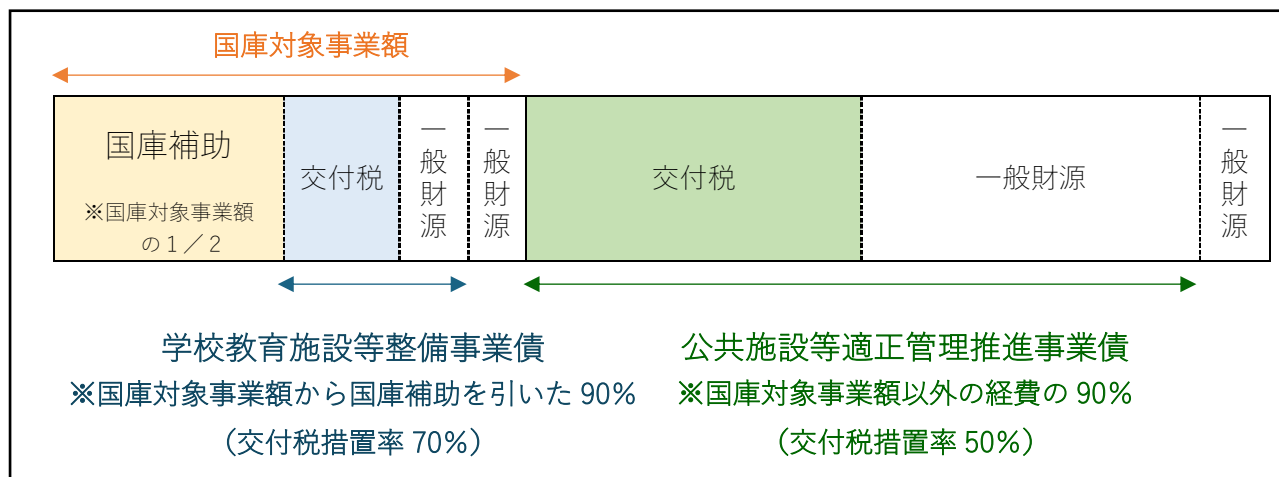
【税込】

NO	項 目	備 考
1	造成工事費	
2	校舎工事費（小中）	小学校 24 人教室、中学校 24 人教室
3	園舎工事費（幼保）	
4	体育館改修工事	空調・床仕上げ・照明改修工事等
5	既存建物解体工事費	
6	校庭・外構整備工事費	
7	駐車場工事費	
8	設計監理料	
9	開発設計許可申請業務	
10	各種調査費・手数料	地質・土壌・電波障害・アスベスト調査・確認申請など 申請手数料
11	家 具	
12	予備費	
事業費計 49.3 億		

7) 施設整備費に係る財源構成の想定

(1) 施設整備費に係る財源構成の想定

(全体図)



(2) 主に活用する国庫補助

公立の小学校、中学校などを適正な規模に統合するために必要となる校舎等の新築等に要する経費の 1/2 を負担する「公立学校施設整備費負担金」、また、公立の義務教育諸学校等の施設に係る改築等の事業の実施に要する経費に充てることができる「学校施設環境改善交付金」の 2 つの補助事業を幼保小中一貫校の施設整備費の財源として想定しています。

「公立学校施設整備費負担金」の対象となります「校舎等の新築に要する経費」は、学級数に応じた必要面積に国の定める建築単価を乗じて算出することになります。

必要面積の算出の際には、通常級以外に必要となる「特別支援学級」や「特別教室」を加えるとともに、整備を計画しています「学校給食施設」や「幼稚園」についても同様に算出することで負担金が交付されることになります。

また、「屋内運動場」の改修につきましては、現在の緑中学校の体育館を対象として、「学校施設環境改善交付金」の活用を見込んでいます。

(3) 活用する事業債

国庫対象事業額から国庫補助を除いた費用については、そのうちの 90% に充当できる「学校教育施設等整備事業債」の活用を想定しています。当該起債は元利償還金の 70% が普通交付税に算定されることで、村の財政負担を大きく軽減することができます。また、国庫対象事業額以外の費用については、学校等を含めた公共施設等全体の効率的な活用に向けて、長期的な視点をもった更新・統廃合・長寿命化などの取り組みを推進することを目的とした「公共施設等適正管理推進事業債」* (充当率 90%・普通交付税措置率 50%) の活用を想定しています。

* 「公共施設等適正管理推進事業債」の現段階の適用期間は令和 8 年度までとなっています。

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

- ① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等が減少する場合に限る

(1) 集約化・複合化施設整備事業

(2) 集約化・複合化等に伴う除却事業(機能統合等に伴うものを含む) **【R8拡充(公営住宅等を対象に追加)】**

- ② 長寿命化事業

・ 公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

・ 社会基盤施設

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)
道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設

- ③ 転用事業

- ④ 立地適正化事業

- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

- ⑥ 除却事業

【充当率】90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

- ① : 50% ((2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)
②~⑤: 財政力に応じて30~50%
⑥ : 交付税措置なし

【事業期間】令和8年度まで(ただし、経過措置として、令和8年度までに工事に着手した事業については、令和9年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる)

【令和8年度事業費】5,000億円



公共施設等適正管理推進事業について

【事業期間】令和4年度～令和8年度

【事業費】5,000億円(令和7年度)

【地方財政措置】公共施設等適正管理推進事業債

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 建築物(公民館等)における延床面積や非建築物(グラウンド等)における維持管理経費等の減少する以下の事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組においては、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。 (1) 集約化・複合化施設整備事業 (2) 集約化・複合化等に伴う除却事業 ・ 集約化・複合化に係る施設の整備を行い、複数の施設を統合する場合 ・ 施設の整備を行わず、機能統合または機能廃止をする場合		50% (注1)
② 長寿命化事業 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業) 道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設	90%	財政力に応じて 30~50% (注2)
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 除却事業 ・ 公共施設等の除却を行う事業		—

(注1)①(2)については、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする

(注2)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

(4) 将来的な財政負担

前記の国庫補助及び事業債の活用により、村の将来的な財政負担については一定の見通しが立っていますが、不安定な世界情勢の影響や急激な円安の進行に伴う燃料価格、建築資材価格及び人件費など、物価の高騰が引き起こされたことで施設整備費の増大などの不安要素も認められます。また、国が定める「公立学校施設整備費負担金」における建築単価については、昨今の状況を受けて毎年約10%ずつ上昇していますが、実際の施設整備と国庫補助における建築単価には依然として大きな乖離が生じています。他にも、子ども・子育て分野、環境分野及び防災分野など施設整備に活用できる各種補助事業を精査し、必要な財源を確保することで、村の将来的な財政負担の軽減を図ります。

8) 清川らしさ、木造・木質化の学校づくり

清川村の豊かな自然に囲まれ、日当たり、風向き、景色など最大限の魅力が引き出された学びの場所となるよう計画していきます。

木造はRC造の耐用年数に比べ短いものの、適度な修繕を繰り返していくことで何百年ももつことが知られています。奈良の法隆寺や長野の松本城など当時のまま残っている木造建築物です。近年木造の良さは見直されており、学校など公共建築物に利用されるようになっていきます。

また、最近の研究では木の学校の効果として、心理面ではストレスの緩和、作業効率の向上、居場所の確保、健康面では、けがの防止や足腰の負担の軽減、学校への愛着など研究結果として報告されています。

清川村においても新たな木造校舎には、床・壁・天井・建具・家具などの内装部分についても木質化を進め、木の持つ温かみに包まれた学習・生活環境を創ります。

適切なバランスで木造・木質化を行うことで、室内の明るさを確保しつつ、授業中の子どもたちの疲労症状や教師の蓄積的疲労を緩和し、木の持つ香りの良さ、落ち着く気持ちが良いなどの情緒的な安定を与えることができるほか、断熱や通風、日射遮断の工夫により穏やかな温熱環境を形成することで、湿度のばらつきも抑えることが可能となります。

3. 今後の進め方と課題

1) 一貫校建設に向けたスケジュール

一貫校の建設までの全体的なスケジュールについては、以下の流れを想定しています。

令和8年度の基本計画を踏まえ、令和8年度から令和9年度にかけて設計施工実務者を選定するための要項づくり、実務者選定を行います。

令和10年度に具体的な設計段階として実施設計を実施します。

令和11年度に建設工事に着手・令和12年度に完了し、令和13年度に新校舎で開校する予定でいます。

また、配置計画にもよりますが、校舎の解体等を開校後進めていくとともに、新たな校庭、外構の整備を進めます。

ただし、用地の拡張に伴い、各種調整が必要にあることが大いに考えられ、関係機関との密な協議、調整を行うことにより事業工程を計画する必要があります。

2) 実務者選定について

(1) 実務者選定の考え方

本基本計画書で検討されている校舎建設の設計にあたり、次の点を考慮した設計を期待します。

清川村や地域の象徴・特徴となる建築デザインの立案

地域住民等の意見を踏まえた建築デザインの立案

木造校舎建設にあたり、村の考える木の学校づくりの主旨を理解した建築デザインの立案

県産材や地域産材、流通材等を活用し、木材の特性を活かした建築デザインの立案

全体の建設コスト、防火及び防災を考慮した建築デザインの立案

(2) 実務者への発注方法・選定方法

設計、施工を行う実務者への業務発注方法は、次にあげる方法があります。

各々のメリット、デメリットをあげます。

発注方法	A. 設計・施工分離 発注方式	B. 設計・施工一括 発注方式 (デザインビルド方式)	C. ECI 方式 (Early Contractor Involvement : アーリー・コントラクター・ インボルブメント方式)
特徴	設計事務所が基本設計から実施設計、監理まで行い、総合建設会社が工事を行う方式。	設計と施工を一体の事業者（または設計事務所と総合建設会社の共同企業体等）に一括で発注を行う方式。	優先交渉権者（施工者）と工事契約を前提に技術協力業務の契約を締結し、設計業務に技術提案の内容を反映させながら行う方式。
メリット	- 設計事務所が実施設計、工事監理まで行うため、発注者の意図や求められる機能や性能を一貫して工事に反映させることができる。 - 発注者が、設計者と施工者各々と直接コミュニケーションを取ることができるため、意思の疎通がしやすい。 - 設計者が施工者からの提案等に対して、発注者に第三者的な立場で比較検証、アドバイスができる。	- 設計段階での設計や施工に関する技術力、組織力によるスケジュールやコストコントロール等が容易。 - 一括発注することで設計・施工責任を一元化できる。 - 建設事業者の施工技術、調達力などノウハウを設計に反映することができる。 - 発注業務が軽減されるとともに、設計段階からの施工の準備が可能となり、工期短縮を図りやすい。	- 設計段階より施工者の技術力を設計内容に反映させることでコスト削減、工期短縮等を実現できる。 - 設計に対して施工者視点の提案が行われるため、施工を見据えた品質管理や施工段階でのリスク回避が期待できる。 - 設計段階でサブコン*¹やファブ*²との調整ができるので、施工段階での材料の確保や市場コストの影響を受けにくい。
デメリット	- 実施設計図書の完成後に総合建設会社から見積を徴収するため、工事費の調整、発注金額の確定に、かなりの時間がかかる場合がある。 - 発注者が工事の手順、スケジュール調整に関与する必要がある。	- 施工者の提案等に対して発注者側に立つ設計者等による価格や提案内容に対する妥当性の比較検証などのチェック機能が働きにくい場合がある。 - 発注者に施工者の提案に対する専門的な判断能力等が必要となる。	- 発注者と優先交渉権者は実施設計後に価格交渉、合意により工事契約締結となるため、場合によっては不調のリスクがある。 - 契約や事務処理が煩雑になる。 - まだ適用事例が少なく、適用するためには有識者等の助言などを得ながら進める必要となる可能性が大。

また、選定方法は次の方法があります。

方法	一般競争入札方式		随意契約方式
	1. 最低価格落札方式	2. 総合評価入札方式	3. 公募型プロポーザル
特徴	- 仕様書に対して予定価格の範囲内で最低価格を提示した実施者に対して発注を行う。 - 品質を担保するために落札の最低価格を設けることもある。	- あらかじめ策定した評価項目、配点に基づき、価格だけではなく技術力も総合的に判定し、実施者を決定する。 - プレゼンテーションを実施する場合もある。	- 公告等で契約限度額を公示した上で広く提案者を募集し、提出された企画書・見積書・プレゼンテーションを基に実施者を決定する。 - 評価が最も高かった者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い、契約を締結する。
メリット	価格による競争環境を確保することにより、経済性・財政負担の軽減を重視して実施者の選定を行うことができる。	- 価格競争性を維持しつつ技術力を評価することができる。 - 業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。	- 提示した仕様以上に、提案者視点での新たな発想が期待できる。 - 優先交渉権者選定後の契約交渉が可能となる。
デメリット	価格競争のみで実施者を決定するため、実施者の技術力を評価することができない場合がある。	実施者の決定までに時間を要する場合がある。	一般的な価格競争入札より、契約金額が高くなる場合がある。

以上の発注方法、選定方法について、本事業の今後の事業工程や各種調整事項、及び他自治体における学校建て替え事業等同種事業の実績事例を参考にすると、

発注方法 : B. 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）

選定方法 : 2. 総合評価入札方式、もしくは、3. 公募型プロポーザル方式

が、最適であると考えられます。

〔注釈〕 * 1 サブコン : 「サブコントラクター」の略で、建設業界において元請けから電気・空調・給排水などの専門工事を請け負う設備工事業者のこと。

* 2 ファブ : 「ファブリケーター」の略で、製造業者のこと。

3) 計画の実現に向けて

一貫校建設に向けては、以下の点に留意をしながら、今後とも継続して検討を進めていく事項として整理します。

(1) 教室面積の縮小の認識

計画案では、小学校：1ユニット＝ $6.37\text{m} \times 6.37\text{m}$ (40.5 m^2) ※24 人学級

中学校：1ユニット＝ $6.37\text{m} \times 8.20\text{m}$ (52.3 m^2) ※24 人学級

で全体計画面積計算しています。

(現緑小学校＝64.0 m^2 、現緑中学校＝65.1 m^2)

(2) 既存体育館の活用

比較的建設から年数の経っていない体育館（緑小学校、緑中学校）について、既存利用を前提とします。ただし、改修をどのレベルまで行うかの調査と検討が必要です。

(3) 幼稚園＋保育園棟を2期工事とすることを検討

幼稚園と保育園を併設とするのかどうかを再検討、工事の進め方によっては工事の実施時期をずらして、2期目の工事とするのかを含めて検討が必要です。

(4) 災害時の避難拠点となるための設備、施設、土地利用の検討

災害時の利用を十分に配慮した計画とします。

(5) 清川らしい特徴ある一貫校とするための検討

地域の特性を活かした施設の特徴をつくります。

(6) 子どものための施設を集約する検討

村の子ども関連の施設、機能を集約させることによって、子育てしやすい環境づくりを目指します。

(7) 学校生活での安全性や快適性等に十分に配慮した計画の立案

子どもたちに対してはもちろんのこと、コミュニティ利用者にも安心安全な施設、環境づくりを目指します。

(8) 地域のコミュニティの場や様々な活動の拠点としての機能維持・強化

コミュニティ・スクールとして学校施設利用の促進のため、新校舎にその機能と場所の配置を検討します。特別教室や多目的室の活用を検討し利便性を高めます。

(9) 開発許認可関係の確認、協議、それに伴う全体工程の精査

計画予定地範囲の拡大、法規・条例等の変更などを把握し、スムーズな工程計画をつくれます。

(10) 維持管理費（ランニングコスト）の縮減となる計画の立案

建物の各種性能を確保し、ランニングコストを低減する計画とします。